令和3年度 第3回春日市教育委員会定例会 議事録

- 1 開会及び閉会に関する事項
 - ① 日 時 令和3年6月30日(水) 開会 午後1時30分 閉会 午後3時
 - ② 場 所 春日市役所大会議棟1階中会議室
- 2 出席委員の氏名

教	育	長			扇		弘	行
委		員			魚	屋	けい	子
委		員			谷		康	浩
委		員			安	本	誠	_
委		員			染	原	レノ	了子

3 委員を除き会議に出席した者の職氏名

教育部長金堂円一郎教務課長藤井謙一郎学校教育課長今福保幸地域教育課長市場結実文化財課長髙田勘治

 教務課統括係長
 井 本 正 美

 教務課主任
 林 由梨奈

4 議事の大要

別 紙

午後1時30分 開会

【第1 会議録署名委員の指名】

○扇教育長

委員全員出席です。それでは、ただいまから令和3年度第3回春日市教育委員会議定例 会を始めます。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。安本委員を指名いたします。

【第2 議案】

(1) 第7号議案 春日市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について

○扇教育長

第7号議案、春日市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について、事務局 から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

それでは、第7号議案、春日市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、令和3年度の組織改編により、該当業務の主管課が変更となったため、当該規則の規定の整備をする必要があるというものでございます。

新旧対照表で改正の内容を説明いたします。改正は2か所ございます。まず、委員会の 庶務を処理する主管課を定める第8条です。教育支援委員会に関する事務を補助執行とし て、福祉支援部子育て支援課の発達支援室に移管したことに伴い、同条中「学校教育課」 を「子育て支援課」に改めるものです。

またもう1か所、併せて文言等の整理として、委員として委嘱する相手方の職種等を定める第3条第1項各号のうち第5号について、「専門医及び心理判定員」とあるのを「専門医又は心理判定員」と改めるものです。

なお、施行日については、附則のとおり公布の日としています。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。質疑はございますか。

○安本委員

第3条第1項第5号の及びは且つと同意義でしょうか。

○今福学校教育課長

及びは、英語で言えばアンドです。

○安本委員

今まで専門医と心理判定員が一人ずついらっしゃったのでしょうか。

○今福学校教育課長

及びとした場合は、専門医と心理判定員の両方に委嘱できるようにも解釈できますし、 専門医と心理判定員と職種が並記されていますので、いずれか片方への委嘱でもいいとい う解釈も可能です。

そのため、いずれかのものかが明らかになる「又は」に今回改めたものでございます。

○安本委員

改正前は二人いてもいいし、どちらか一人でもいいという解釈だったわけですね。実際 の任用はどのようなものですか。

○今福学校教育課長

実際の運用は専門医と心理判定員どちらか1人への委嘱でしたので、今回、趣旨に合わせて活用できるよう改めております。

○安本委員

職務上は専門医でも心理判定員でも、問題や課題に対して同じような判断ができるのかお聞かせください。

○今福学校教育課長

はい、同様の判断が可能となっております。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは第7号議案、春日市教育支援委員会規則の一部を改正する規則の制定について、ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第7号議案、春日市教育支援委員会規則の一部を改正 する規則の制定について、全員賛成をもって可決いたしました。

(2) 第8号議案 令和4年度に小学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第8号議案、令和4年度に小学校において使用する教科用図書の採択について及び第9号議案、令和4年度に中学校において使用する教科用図書の採択についてですが、第8号議案及び第9号議案について、議事に入る前に委員の皆様に確認をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条の規定により、自己、配偶者若しくは 三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直 接の利害関係のある事件については、議事に参与することができないこととされておりま す。

第8号議案及び第9号議案について、三親等以内の親族に利害関係のある委員はいらっ しゃいますでしょうか。

(該当者なし)

○扇教育長

いらっしゃらないとのことなので、第8号議案、令和4年度に小学校において使用する 教科用図書の採択について事務局から説明をお願いします。

○今福学校教育課長

それでは、第8号議案、令和4年度に小学校において使用する教科用図書の採択について、説明いたします。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同 法の施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和4年度に小学校で使用する 教科用図書、いわゆる教科書について、現在使用しているものを引き続き採択するため提 案するものです。

なお、現在使用している教科書については、令和3年度使用小学校教科用図書をご覧ください。こちらは、昨年度に小学校の教科書採択について付議したときの資料と同じものになります。説明は以上です。

○扇教育長

それでは、第8号議案、令和4年度に小学校において使用する教科用図書の採択につい

て、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第8号議案、令和4年度に小学校において使用する教 科用図書の採択について、全員賛成をもって可決をいたしました。

(3) 第9号議案 令和4年度に中学校において使用する教科用図書の採択について

○扇教育長

第9号議案、令和4年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

それでは、第9号議案、令和4年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、説明いたします。

まず、提案理由です。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条、同 法の施行令第14条第1項及び第15条第1項の規定により、令和4年度に中学校で使用する 教科用図書、いわゆる教科書について、現在使用しているものを引き続き採択するため提 案するものです。

なお、現在使用している教科書については、令和3年度使用中学校教科用図書をご覧ください。こちらは、昨年度に中学校の教科書採択について付議したときの資料と同じものになります。説明は以上です。

○扇教育長

それでは、第9号議案、令和4年度に中学校において使用する教科用図書の採択について、ただいまより採決に入ります。 賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第9号議案、令和4年度に中学校において使用する教 科用図書の採択について、全員賛成をもって可決をいたしました。 (3) 第10号議案 春日市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を 改正する告示の制定について

○扇教育長

第10号議案、春日市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、事務局から説明をお願いいたします。

○今福学校教育課長

第10号議案、春日市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について説明いたします。

提案理由につきましては、当該要綱の第4条において引用している春日市情報システム 及びOA機器の管理運営に関する規則が改正されたことに伴い、当該要綱の規定の整備を する必要がある、というものでございます。

新旧対照表により、改正内容を説明いたします。改正箇所は、学校保有のデータを外部に提供するときの利用手続を定める第4条です。同条第1項の規定中、引用する規則の題名が改正されたことに伴い、2つある下線部の前のところのとおり規則の名称を改め、また併せてこの規則の改正により条のずれ等があったことを踏まえ、後の下線部のところのとおり、「第7条」とあるのを「第6条第1項」と改めるものでございます。

なお、施行日については、附則のとおり、公布の日としております。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま説明のありました議案について審議をいたします。何か御質疑はありますか。

○安本委員

第4条で想定している外部とはどのようなものになりますか。

○今福学校教育課長

個人情報保護条例の考え方になりますので、実施機関である春日市教育委員会以外は外部となります。同じ春日市であっても総務部ですとか別の部になりますと実施機関が異なりますので、外部となります。

○安本委員

小学校から中学校に情報を提供する場合など、学校間の情報の提供はどうなりますか。 例えば、中学校に進学したときに情報を送る場合などは外部提供となるのでしょうか。

○今福学校教育課長

基本的には外部扱いです。ただし、進学に際して情報を引き継ぐ場合は、法令に基づく 情報提供ができるようになっておりますので問題はありません。

○安本委員

外部というものの範囲が非常に広くて、例えば先ほどの説明のような教育関係の外部も ありますし、完璧な第三者提供みたいなことの外部ということもありますよね。そこの扱いは一緒だということですね。

○今福学校教育課長

基本的には実施機関という考え方となります。実施機関は春日市教育委員会ということになりますので、教育委員会の外に出すという事になれば外部提供となります。小学校の中で完結している情報を教育委員会に出すということも当然あるのですけれど、それ以外の小学校や中学校に渡すとなれば基本的に外部提供にあたります。

○安本委員

外部の定義というものはどこかに明確にありますか。

○今福学校教育課長

個人情報保護条例にございます。

○扇教育長

よろしいでしょうか。それでは、第10号議案、春日市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、ただいまより採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成でございます。よって、第10号議案、春日市立小・中学校におけるインターネット利用に関する要綱の一部を改正する告示の制定について、全員賛成をもって可決をいたしました。

【第3 報告事項】

- (1) 教育長報告 なし
- (2) 教育委員報告

○扇教育長

教育委員報告について何かございますか。

○染原委員

特別支援教育についてですが、福祉部と教育部で一緒に業務を行うために子育て支援課発達支援担当として4月から始動しています。新しいシステムの中でそれぞれの役割を果たしながら良い方向を模索しております。いい方向に行っているのではないかと思います。STやOTの先生との相談体制も整っており、アドバイスをいただいております。子どもたちが元気に学校に楽しく行けることを目標として、小さい頃からケアしていくことが大事だと思っております。また、不登校についても春日市支援センターと連携していければいいなと思っております。

(3) 事務局報告

事務局報告 ア 令和3年度教育費補正予算(6月補正)について

○扇教育長

次に、事務局の方からの報告です。令和3年度教育費補正予算、6月補正について事務 局から報告をお願いします。

○井本教務課統括係長

令和3年度教育費補正予算6月補正についてでございます。令和3年度教育費関連補正 予算集計表6月補正をご覧ください。5月14日に開催いたしました教育委員会議において ご説明しておりました歳入歳出の補正予算案件について、6月議会において可決いただい ておりますのでご報告いたします。5月の教育委員会議説明時と補正予算額に変更が生じ たものにつきまして説明いたします。

10款 5 項 4 目 10節需用費、小学校給食管理費(事務局)の消耗品費は217,000円の補正でございます。補正の理由でございます。給食調理業者に新型コロナウイルス感染症の陽性者が生じ、給食の調理業務ができなくなった場合等に備え、緊急時に対応するための備蓄食を準備するものであります。今回補正予算に計上いたしましたのは、緊急時用の備蓄食1020食分と、備蓄食用の容器、スプーンでございます。備蓄食は暖めずに食することが

できるレトルトのカレーを想定しており、ご飯は通常時同様に炊き上がった状態で業者から納品されるものを使います。本日お配りしました資料に詳細を記載しております。エネルギーは173キロカロリー、アレルギー物質28品目を未使用、5年以上の長期保管が可能ということから、緊急時の給食用の備蓄食として適したものであると判断いたしております。なお、食器等につきましては、今回の補正予算に計上しております使い捨ての容器・スプーンを使うことになります。購入後は総合スポーツセンターの災害時用の備蓄倉庫に保管するものとし、大規模災害時等で避難者の非常食が不足する場合には利用することが可能なものとして位置づけております。また、保存年限に到達する時期まで使用することがなかった場合には、小学校等の防災訓練等で有効に利用することも考えております。教育委員会議終了後に新型コロナウイルス感染症対策緊急支援策第6段として補正予算に計上したものでございます。説明は以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますでしょうか。

○安本委員

何人分で何日分をご用意されるのでしょうか。

○井本教務課統括係長

今回予算に計上しておりますのは、1020食分となっております。こちらは、春日市で一番大きな小学校が約1000食給食を提供しておりますので、1000食と考えておりましたが、購入単位の関係で1020食分を予定しております。日数は、基本一日分を想定しております。

○金堂教育部長

補足です。今回いわゆる第4波の影響で、4月5月において、学校関係全体で83人の陽性者が確認されております。その内、児童生徒が11人で全体の約13%でした。残りの8割は父母兄弟姉妹祖父母、その他教師の配偶者であるとかでした。中には給食の調理業者の方の御家族もいらっしゃいまして、結果的には感染可能期間には調理場には入っていなかったので事なきを得たのですが、もし無自覚症状で業務にあたった場合は調理場が完全に止まります。基本的にバックアップは調理業者が行うのですが、保健所の陽性者の把握がどのタイミングでくるか分かりませんので、取り急ぎ1食分の対応ができればと考えております。もし使用した場合は、調理場から補填いただくというような枠組みで、前回の教育委員会議ではご説明できませんでしたが、急遽今回そのような対応を取らせていただいたところでございます。

○魚屋委員

新型コロナウイルスについては収束が見えてこないところですが、こちらの備蓄食は1 校分で足りるのでしょうか。

○井本教務課統括係長

春日市内の給食は調理業者に委託をしておりますので、基本的に休まれた際は本社や他校からの人員補充ということで普段から対応しております。今回は調理業者全体が濃厚接触者等となり、人員の補充を含めて誰も対応できない時のための、とりあえずの1食でございます。基本的には委託業者からの応援体制で補えるものと考え、1校分としております。

事務局報告 イ 春日市議会(6月議会)における一般質問について

○扇教育長

春日市議会、6月議会における一般質問について、事務局から報告をお願いします。

○井本教務課統括係長

春日市議会、6月議会における春日市議会一般質問についてでございます。6月定例議会におきましては、4人の市議会議員から4項目の質問をお受けしております。質問及び回答の内容につきましては、資料記載のとおりでございます。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますでしょうか。

〈家庭環境に課題を抱える児童・生徒への支援について〉

○安本委員

ヤングケアラーは春日市でどのくらいいるのか把握されていますでしょうか。現状を教えてください。

○今福学校教育課長

丁度新聞記事になった時に各学校に調査を依頼しました。その時の結果では、小学校中 学校合わせて21人となっております。

○安本委員

定義が難しそうですが、ヤングケアラーの春日市での定義はどのようなものでしょうか。 いわゆる家庭のお手伝いは普段でも行うことですが、負担が過剰になってしまうと学業に 支障が出てきてしまいますので、その境目はどのようなところだとお考えですか。

○今福学校教育課長

家庭のお手伝いをすることは悪いことではないという認識ですし、お手伝い自体は学校でも推奨しております。ただ、負担が重くなりすぎて、学校を休まなければいけなかったり勉強の時間が全く取れなかったり等、学業に影響が及んではいけないと考えております。また、何日以上学校を休んでしまうとヤングケアラーであるという指標は今のところ示されておりません。児童生徒が休んだ時の理由が、例えば家事の手伝いや弟妹の面倒を見なければならないということでしたら、学業より家庭の手伝いが優先されているということになるかと思います。

○安本委員

学校側から積極的に質問をして把握していくということですね。

○今福学校教育課長

そうですね。兆候を見逃さずに早期発見をすることが重要だと認識しております。

○染原委員

一人親世帯の保護者が昼夜問わず仕事をしている中で、兄弟で不登校という時はもちろん不登校として認識しなければいけませんが、不登校の背景として、兄姉が弟妹の面倒を見なければならなくて休んでいるのかもしれない、ということまで突き詰めて考えていかなければならないのかなと思います。職務上、生活を垣間見ることがありますので、気をつけなければといけないと思っている部分でした。

○安本委員

この件で先生の負担が過剰に増えないかという懸念があります。働き方改革等において 先生の労働環境改善を図っているところですが、ヤングケアラーの対応において、どこま でが教育現場の仕事であるかをしっかりと位置づけないと、先生の負担が増加するのでは ないでしょうか。この事案に関しては福祉の方ではないかとも感じます。

○今福学校教育課長

学校の役割はあくまで早期発見です。ヤングケアラーであろう児童生徒を早期に発見し、 状況が良くないという事になれば養育状況がよろしくないという事になりますので、児童 福祉法上で言う要支援児童にあたります。具体的な支援策は福祉部が持っておりますので、 要保護児童対策地域協議会を所管する子育て支援課につなぐことにより、より適切な支援 が行われることとなります。

○安本委員

発見して、福祉法に基づいて機関所管が対応するというシステムがあるのですね。

○今福学校教育課長

もちろん、学校は児童生徒に寄り添わなければならないので、困り感があれば相談に応じるとか学習支援を行うとか、そのような対応は行うものと考えております。

○安本委員

学校の先生には、ヤングケアラーという概念と、そういうシステムが機能しているということを周知されるということですか。

○今福学校教育課長

まずはヤングケアラーという概念が浸透していないと見過ごす可能性があるので、見過ごさないようにしていただくことと、たまたまその日だけなのか常態化しているのかを学校のほうで把握をして、常態化しているようであれば早めに福祉部の方につなぐことが重要であると認識しております。この件では文部科学省と厚生労働省が連携しており、支援サービスを検討する連携プロジェクトチームが発足されたようです。一人親の日常生活支援等が既にありますので、そういったものを拡充するのかは分かりませんけれども、今後国から支援策が示されるのではないかと思っております。

○谷委員

学校としては、先生達にヤングケアラーの概念を周知し、児童生徒に目配りや気配り等、 観察をしながら早期発見をしていくという方向で動いていかれるのですね。

○今福学校教育課長

学校ではそのようにやっていこうと思っております。

○扇教育長

春日市は教育相談員という者を小学校に配置しております。また、スクールソーシャルワーカーという専門家を配置しており、市役所の各部署や外部と連携できるようにしております。まず学校が気づき、相談を受けるという形になっております。

○安本委員

連携は取れているということですね。

○谷委員

親が働きに出ていて、小学生の兄姉が未就学児の面倒をみているということもあるのでしょうか。そうであれば、未就学児には福祉関係で定期的に電話連絡をする等、必ずチェックを行っていますよね。そういったところで確認等をすることはできないのでしょうか。

○今福学校教育課長

本当に小さい子がいる世帯に対しては、福祉関係で定期的に連絡をしております。

○谷委員

ヤングケアラーというものは、小学生がもっと小さい弟妹の面倒をみているということですよね。

○安本委員

親の面倒をみている子もいるようですね。ヤングケアラーの定義がはっきりしていないのでしょう。それを、どこまで教育現場に持ってきて、学校の先生が負担するのかが気がかりです。今おっしゃっていたように福祉と横の連携が重要になるのではないかと思います。

○今福学校教育課長

学校はまず見つけることが肝要かと考えております。見つけて把握をして、そして程度がひどければ福祉部の方につなぐことになります。

○魚屋委員

複数日休んだ時に児童生徒から状況を聞くことで、ヤングケアラーであろう児童生徒を 見つけるということですか。

○今福学校教育課長

お休みをする時に、表情が暗かったとか疲れているようであったとか、また、成績が急激に下がるといった兆しが見えた時に、本人に理由を聞くかと思います。その会話等で見つける事になるかと思います。

○魚屋委員

先生方や学校に関わる方には敏感にアンテナを張ってほしいですね。

○今福学校教育課長

全てがヤングケアラーとは限りませんが、子どもの兆候を見逃さないというのは教師の 重大な使命だと考えております。

○染原委員

春日市はスクールソーシャルワーカー、教育相談委員や退職された校長先生等、色々な方が活動されています。交通指導の方達も、今朝はあの子が来ていないとか気にしていただいていて、学校との連携もされているということを聞いています。それでも漏れてしまう、気がつかないということもあるので、更に対策をしていかなければならないということでしょうね。

○谷委員

調査した結果、それらしき疑いがある児童生徒が全体で21人いると把握されているので すよね。

○今福学校教育課長

ちなみに、その中でも要保護児童対策地域協議会として把握している児童生徒が17人ということでした。

○扇教育長

市が推進しております協働の町づくりを土台として、コミュニティスクールがあります。 市が一体となって取り組むことが重要だと考えております。

〈中学校の校則が持つ教育的な役割と制服について〉

○安本委員

校則は生徒手帳に書いてあるとは思うのですが、私達が校則を見ることはできるのでしょうか。学校の先生達が校則を作ると、学校の先生達の固定観念で作られることとなるかもしれません。違う分野の仕事や生活をしている人等から校則を見て、全体で考えないと、合理的判断ができないと思います。実際どういう校則があるのかを見ることができると、色々議論が行われるのではないでしょうか。

○扇教育長

議論の場については、機会があれば設けてみたいと思います。また、校則について、保護者は全員生徒手帳から確認が可能です。長年校則の見直しは行われておりませんので、内容は大きくいえば昔と変わっておりません。このような一般質問をいただいたことを良い機会と捉え、校則の見直しを早急に図っていこうと考えております。

○安本委員

資料の22ページの回答欄に、校則の見直しのプロセスとして、保護者への説明や学校運営協議会における熟議などを組み込むという一つの方法が提示されています。学校運営協議会における熟議等で第三者的に見ると、新しい考えが出てくるかと思います。

○扇教育長

先日6中サミットを行いましたが、その時に生徒からツーブロックの髪型はどうですか と質問が出ました。このように生徒から校則についての意見が出ることは喜ばしいことで すし、児童生徒や保護者の意見も集約し見直していこうと検討しております。

○谷委員

教育委員会としては中学校6校に対して早急に見直しを提案していくということですので、対応としてはそれでいいかと思います。

学校は集団生活の場でもありますし、校則は必ずしも変えなければならないものではないからですね。ただ、変わらないものの中で新しく変化を重ねていくことが不易の本質であるという不易流行という言葉があるように、時代に沿って少しずつ変えていくということでもいいのではないかと思います。

○魚屋委員

校則は一度も見直しをされたことはないのですか。人権に関わるものだったら見直す必要があるでしょうけれども、そのままの規則として残しておくものもあるのではないでしょうか。

○扇教育長

校則の見直しについては近々あるかとは思っております。来週、筑紫地区の5人の教育 長と弁護士会とで協議を行います。校則の見直しについてのひとつの起爆剤になるかと期 待しております。

○谷委員

校則の内容は、服装とか髪型に関してのもなのでしょうか。

○安本委員

私達が実際に校則を見ていないので、何が書いてあるか判然としません。本日配られた ガイドラインを読むと大分読み解くことができるのですが。

○扇教育長

本日お配りしました資料に校則の一部を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

○魚屋委員

制服についてですが、春日中と春日北中と春日西中の3校がブレザータイプ、春日野中と春日南中と春日東中の3校がセーラー服学ランタイプということで把握をしております。 今後制服の移行を検討するということですが、移行する可能性はあるのでしょうか。

○扇教育長

学校が決定することではございますが、移行する可能性はあるかと思われます。例えば、 冬の寒い時期はスカートでは体が冷えるのではないかとの気懸りがあります。寒い時はス カートの下にジャージを履いている生徒もいますし、それならスラックスでもいいのでは ないかというものが私の感覚としてはございます。どちらも選択できるような方向に行く のではないかと思っております。

○魚屋委員

LGBT等もありますから、選択できるように幅を持たせた制度があると良いと思います。

○今福学校教育課長

春日西中学校がスラックスを選択できるようにしました。スラックスを選択している理由としては、寒いからということや活動性で選んでいる生徒も多いということで聞いております。

○谷委員

制服は結構な費用がかかるものですから、議論を行う際費用の問題は必ず議題にあがります。本来であれば、弟妹等に譲ることができた制服が変更になると、費用が二重にかかる場合もあるでしょう。そういったところに制服の問題の難しさがあるのではないでしょうか。

○扇教育長

現在、制服はそれぞれの学校でデザインが違っておりますが、今後学校が制服を変更する際に、春日市のスタンダードとなるような、春日市内のどの中学校に所属する生徒や保護者にも受け入れられる制服案が提示されて、勿論強制できるものではございませんが、全ての中学校が同じデザインの制服を採用できれば、発注数が多くなり自然と単価も下がってくるかと思いますので、それを期待しているところではあります。

○染原委員

民族文化的な理由で生まれた時からピアスをしている子が、ピアスをしているという理由からいじめられるというドラマをしていました。春日市も国際化しつつありますし、そういう問題が生じた時は、どのように対応するかを考えていかなければならないと感じました。国際的な風土風習も考えて校則を考えていかなければ、国際社会とはいえないのではないでしょうか。

○扇教育長

異文化理解という観点も、今後必要になってくるかと思います。国際社会の中にあって、 成長段階がどうなのかに合わせて校則を考えていく必要があると思っております。

〈GIGAスクール構想下における小中学校の現状とタブレット端末の利活用等について〉

○染原委員

GIGAスクールについて、以前は教室にタブレットやPCを収納する棚が多くあり、教室が 手狭になっていたのですが、最近は教室がとてもすっきりしています。タブレットを収納 するところがきちんと設けてあり、整然と管理してあり良かったなと思っております。

パソコンルームを使用しなくなるということで、パソコン準備室と併せて広い部屋が空いている状態です。活用については何かお考えでしょうか。

○今福学校教育課長

パソコンルームについては基本的に廃止していく方向ですので、各学校で別の用途での 活用を検討しているところでございます。

○安本委員

Windowsとchromeの両方を使えるようにしていたら、将来的に良いのではないかと思います。ChromeとWindowsはOSが違うので、2つ使えるようにしていた方が高校大学でPCを使用する際に戸惑いが少ないのではないでしょうか。パソコンルームのPCを使わなくなると、子どもたちがWindowsを目にする機会がなくなってしまうので、将来を考えると2つ知っていた方が良いのかなと感じました。

事務局報告 ウ いじめの重大事態の報告について

○扇教育長

次に、ウ いじめの重大事態の報告についてでございますが、この議案は、内容上、「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害するおそれのある事項」に該当しますので、春日市教育委員会会議公開規則第4条の規定に基づき、非

公開としたいと思います。

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。この報告を非公開とすることについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者举手)

○扇教育長

全員賛成により、いじめの重大事態の報告については非公開とします。

事務局報告 エ 各種審議会等の実施報告について

○扇教育長

それでは、各種審議会等の実施報告について、事務局から報告をお願いします。

○市場地域教育課長

地域教育課です。令和3年度第2回社会教育委員の会議が6月15日に行われました。議題及び審議結果の概要については資料に記載のあるとおりでございまして、令和3年度社会教育関係団体についての意見、今年度の研修、提言書の内容についての協議を行いました。報告は以上です。

○扇教育長

ただいま報告されました件について、各委員さんから御質問はありますか。

○安本委員

議題及び審議結果の概要のその他のところに、成人式の日程とありますが、詳細をお聞かせください。

○市場地域教育課長

市報に掲載しておりますが、成人式については只今実行委員を募集しております。その中の告知として、予定としては1月10日の成人の日に成人式を予定しております。会場についてはクローバープラザを予定しております。また、新型コロナウイルス感染症防止対策として、午前午後の入替り2部制を設け、密集を避けて実施したいと考えております。

(4) 主要行事報告

○扇教育長

主要行事報告について、事務局から報告がありましたらお願いします。

○髙田文化財課長

文化財課でございます。7月の主要行事計画でございます。昨年度新型コロナウイルス 感染症の影響で実施いたしませんでした歴史講座を、今年度第1回目として、「日本遺産 と小水城」ということで奴国の岡歴史資料館で7月3日に実施いたします。

また、7月17日に今年度3回目のわくわく歴史体験ということで、ダンボールでの古墳作りを行います。国指定の史跡地の日拝塚古墳がございますけれど、横から見ることはありましてもなかなか上から見ることはございませんので、こういった形の体験講座を午前午後の2回開催することとなっております。報告は以上です。

【第4 調整事項】

(1) 7月定例教育委員会議の日程について令和3年7月21日(水) 午後1時30分決定

(2) 8月定例教育委員会議の日程について 令和3年8月27日(金) 午前9時 予定

(3) 7月教育委員懇談会の日程について令和3年7月21日(水) 午後2時30分 決定

(4) 8月教育委員懇談会の日程について令和3年8月27日(金) 午前10時 予定

午後3時 閉会